

平成 29 年 6 月 28 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行財政改革審議会  
会長 野村 正



流山市健全財政維持条例（案）について（答申）

平成 28 年 8 月 18 日付け流財第 120 号の諮問事項について、下記のとおり意見を付し答申します。

記

## 1 背景

地方財政運営の基本として、地方財政法第 2 条において、地方公共団体は、その財政の健全な運営に努めると規定されている。

財政赤字となった地方公共団体に対しては、昭和 30 年以来「地方財政再建促進特別措置法」により、財政再建制度が設けられていたが、平成 18 年に、北海道夕張市の財政破たんが明らかになったことを契機に、国は新たな法整備を急ぎ、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）が制定された。

こうした社会状況の変化を背景として、現時点では人口増加に伴う都市基盤整備と市民ニーズに対応するための様々な事業計画を有する本市だが、将来にわたる財政の健全性の担保を目的として、一定の拘束力のある条例の制定が必要と認識される。

## 2 流山市の財政状況

平成 17 年度から平成 21 年度までは「新行財政改革実行プラン」により、財政の健全化を目指し、平成 23 年度から平成 27 年度までは「流山市行財政経営戦略プラン」により、健全な財政運営の維持を掲げ、平成 28 年度から始まった「流山市行財政改革・改善プラン」においても、引き続き健全な財政運営の維持を掲げている。

こうした取り組みにより、現在の流山市の財政状況は、健全化法に基づく指標はもとより、他の主要な財政指標においても、健全性が保たれていると考えられる。

### 3 流山市健全財政維持条例（案）について

#### (1) 条例制定の目的について

流山市健全財政維持条例（案）（以下、「条例案」という。）は、将来にわたって現在の健全な財政状況を持続し、市民サービスの維持・向上を図ることを目的として制定するものである。

財政状況が悪化した場合、指標が一定の基準に達すると、健全化法に基づき、「財政健全化計画」或いは「財政再生計画」を策定し、財政再建に取り組むことが義務付けられている。

条例案では、国の基準よりも厳しい独自の基準の設定により、いち早く財政再建に取り組む事を規定し、より厳格な姿勢を明確にすべきである。

#### (2) 流山市自治基本条例との関係について

流山市自治基本条例（以下、「基本条例」という。）第5条において、流山市が目指すまちの姿が示されていて、市はこの実現に努めるものとされている。

また、基本条例の第6章では、市長を長とする行政の運営の原則が示されており、市長は第23条第6項において、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築すると規定している。

#### (3) 市の独自基準について

健全化法において定められている「実質公債費比率」及び「将来負担比率」を財政運営状況の判断指標として採用し、国基準の2分の1を流山市独自基準としている。

比較可能である他の地方公共団体の、財政の健全化に関する条例全12件のうち、健全性を判断するための指標として、その団体独自の指標を設けているものが7件あり、その内、条例で具体的に数値を規定しているものが1件であった。

これに対し、流山市の条例案では、独自の指標を設けてはいないも

のの、国の基準よりも厳しい独自基準を条例で規定することにより、議会の議決が無い限り容易に基準の変更ができない点で、他の団体の条例より厳しいものとなっている。これにより、将来にわたり、現在の健全な財政状況を維持するため、実効性の高い規定となっていると評価する。

なお、本審議会としては、以下の2点を要望する。

ア 条例案の柱となる国基準の2分の1とする流山市独自基準については、その数値を選択した具体的な根拠や妥当性について、より市民にわかり易く説明すること。

イ 市の財政方針及び財政状況への市民の理解と関心を高める様々な取組みや更なる解説の充実に努めること。

以 上

#### 平成29年度流山市行財政改革審議会委員

会 長	野村 正
副会長	高橋利恵子
委 員	浅川 陽子
委 員	石合 建祐
委 員	井田 明子
委 員	梶間 恒夫
委 員	神田 玲子
委 員	熊坂 牧子
委 員	近藤 明人
委 員	高櫻 芳郎
委 員	平野 賢哉
委 員	洞下 英人
委 員	森 達也